

2 健康・福祉

2-1 安心できる保健・医療体制づくり

2-1-1 生涯を通じた健康づくり

【現況と課題】

近年のライフスタイルの多様化などに伴う食生活の変化やスポーツ人口の減少、将来の疾病構造の傾向を踏まえ、生活習慣や運動習慣を改善して健康を増進することが課題となっています。

「美・緑なかい健康プラン(中井町健康増進計画)」及び「中井町食育推進計画」に基づく、生涯にわたる心身の健康の維持・増進を図り、健康寿命[※]を延ばすことを目指した取組や自らの健康づくりを応援する環境づくりの推進が求められています。

【施策目標】

乳幼児から高齢者まで、生涯にわたり町民一人ひとりの健康づくりと疾病予防に努め、心身の健康の維持・増進を進めます。

2-1-1-1 健康づくりを応援するしくみと活動の充実

【施策内容】

健康に関する情報提供を行うとともに、地域で健康づくりを進める人材の育成と活動の支援を行い、町民自らの健康づくりを家庭、地域、団体、行政で応援し、健康づくり活動の活性化を図ります。

2-1-1-2 母子保健活動の推進

【施策内容】

安心して子どもを出産し健やかに育てることができるよう、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種、育児相談や講習会などを通じ母子保健活動を推進します。

2-1-1-3 食育・食生活改善の推進

【施策内容】

広報紙などによる情報提供や健康相談などの機会の充実とともに、人材の育成や団体の活動支援を行い、各ライフステージに応じた食に関する知識の普及により食育・食生活改善に向けた取組を促進します。

2-1-1-4 未病を改善する活動の促進

【施策内容】

「未病[※]センター・なかい健康づくりステーション」を拠点として保健師など専門職による情報提供や個別指導を行いつつ、地域での取組を支援するとともにスポーツによる未病効果の啓発など県・企業・大学等と連携して進めます。

※ 健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した指標で、平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。

※ 食育

「食」を生きるうえでの基本と位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう育てること。

※ 未病

健康から病気になる状態のこと。検査値に異常はないが、自覚症状がある、もしくは自覚症状はないが、検査値に異常がある場合を指す。

2-1-2 地域医療体制の充実

【現況と課題】

現在、本町における診療、救急医療、夜間診療など医療体制については一次診療[※]が中心となっています。休日は足柄上1市5町で運営する休日急患診療所を開設しています。

休日・夜間の二次救急医療については、県立足柄上病院を中心に広域輪番制で対応し、小田原市消防本部による搬送体制が確保されています。

三次救急医療については、重症患者で救急車による搬送が困難な場合にはドクターヘリによる救命救急センターへの救急搬送を実施しています。

また、町内及び近隣には産科医療機関が少なく、関係機関と連携して広域的に取り組む必要があります。

今後は、さらなる医療機関との連携に努め、安心して暮らせる環境づくりに向けて、身近な地域でのかかりつけ医の定着や二次・三次救急医療体制の充実を図っていく必要があります。

【施策目標】

身近な地域で安心して医療を受けられるよう、休日や夜間急患診療における診療体制の充実をはじめ、地域・町内医療機関・広域的な大規模病院との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

2-1-2-1 町内医療機関の充実

【施策内容】

医師会や関係機関と連携・協力して医療機関の確保に努めるとともに、かかりつけ医の定着と訪問医療等在宅医療の充実に努めます。

2-1-2-2 地域の医療機関との連携

【施策内容】

医療機関との連携を進め、身近な地域で安心して医療を受けられるように地域医療体制を整備し、かかりつけ医の定着を促進するとともに、健康カレンダー・広報紙・ホームページなどを活用して医療等に関する情報提供の充実を図ります。

2-1-2-3 感染症危機管理対策

【施策内容】

国・県・医療機関などと連携し、病原性の高い新型インフルエンザや危険性のある新感染症から町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう危機管理対策に努めます。

※ 一次診療

医療は、症状などによって3段階に分けられるが、日常的な疾病を対象とするものをいう。

※ 二次救急医療・三次救急医療

救急医療体制は「重症度」に応じて初期（第一次）、第二次、第三次救急医療の3段階に別れており、二次救急医療は、入院治療や手術を必要とする重症患者を対象とし、三次医療は、二次救急まででは対応できない高度の処置が必要な重篤な救急患者を対象とする。

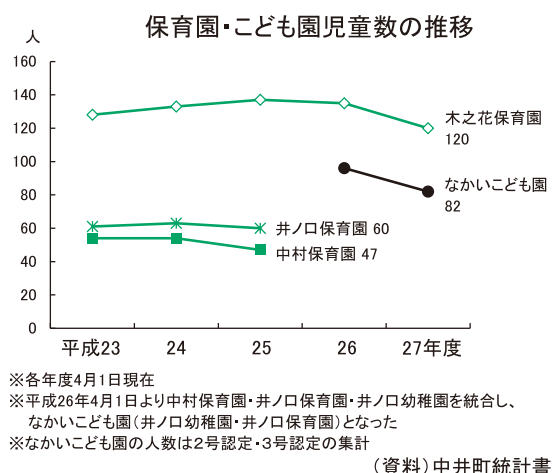
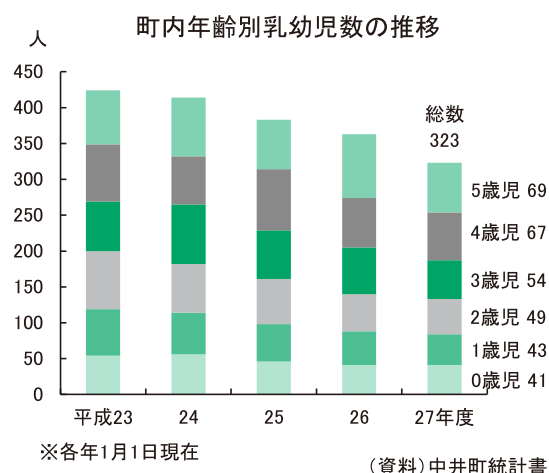
2-2 子育て・子育てしやすいまちづくり

2-2-1 子育て・子育て環境の整備

【現況と課題】

女性の社会進出機会の増加に伴い、子どもの保育ニーズが増加・多様化するなか、本町では幼保連携型認定こども園[※]を開設し、教育・保育の充実を図るとともに、こども園、民間保育所において一時保育や延長保育など多様な保育サービスを提供しています。

また、少子化の進行は子どもの成育環境に変化を与えるばかりでなく、地域の活力低下など様々な影響をもたらすことから、持続可能な地域社会を創り出していくために、安心して子育てができる環境のさらなる充実を図る必要があります。



【施策目標】

地域において安心して子どもを産み育てることのできるよう、子育て環境のさらなる充実や子どもたちの居場所づくりに努めます。

2-2-1-1 多様な保育ニーズへの対応

【施策内容】

町内保育施設において、利用者の多様な保育ニーズに応えられるよう一時保育、延長保育、預かり保育、病児・病後児保育などの充実と提供に努めます。

2-2-1-2 学童保育の充実

【施策内容】

児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、ニーズに合わせた学童保育の一層の充実[※]に努めます。

2-2-1-3 子どもたちの居場所づくりの推進

【施策内容】

生涯学習施設や総合型地域スポーツクラブ[※]の整備を見据えつつ、町民や事業者と連携して地域における子どもたちの居場所づくりに努めます。

※ 幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行う施設。

※ 総合型地域スポーツクラブ

種目、世代や年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブ。

2-2-2 子育て・子育て支援の充実

【現況と課題】

近年、核家族化が進み昔ながらの地域の結びつきや子育ての悩みや不安を身近に相談できる人間関係が希薄になっており、子どもの健やかな成長のためには様々な支援が必要となります。

そのため、本町では小児医療費助成制度の充実や保育料及び小中学校の学校給食費の一部助成などにより子育て家庭への経済的負担の軽減など独自の手厚い支援を行っています。

さらに、子育て支援センターでは、子育てに関する相談や情報提供へのニーズの高まりに的確に対応していくことが求められています。

【施策目標】

地域で安心して子育てができるよう、子育てのための交流、情報提供の場の充実を図るとともに、多様な子育てニーズに対応できる体制の整備・充実に努めます。

2-2-2-1 子育て支援体制の充実

【施策内容】

地域における子育て支援の拠点である子育て支援センターの機能の充実に努めるとともに、きめ細やかな子育て支援を推進するためファミリー・サポート・センター[※]の整備・運用を進めます。

2-2-2-2 子育て支援のネットワークづくり

【施策内容】

子ども・子育て会議及び要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関・団体等と連携を強化し、きめ細かな子育て支援サービスの質の向上や虐待の予防・早期発見のための相談体制の充実を図ります。

2-2-2-3 切れ目のない子育て・子育て支援

【施策内容】

小児医療費助成制度や小中学校の学校給食費の一部助成など本町ならではの子育て支援を継続するとともに、地域・社会等関係機関とのネットワークの構築などにより、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を目指します。

※ ファミリー・サポート・センター

「育児の援助ができる方」と「育児の援助を受けたい方」が会員となり、お互いが助け合いながら地域で子育て支援を行うシステム。

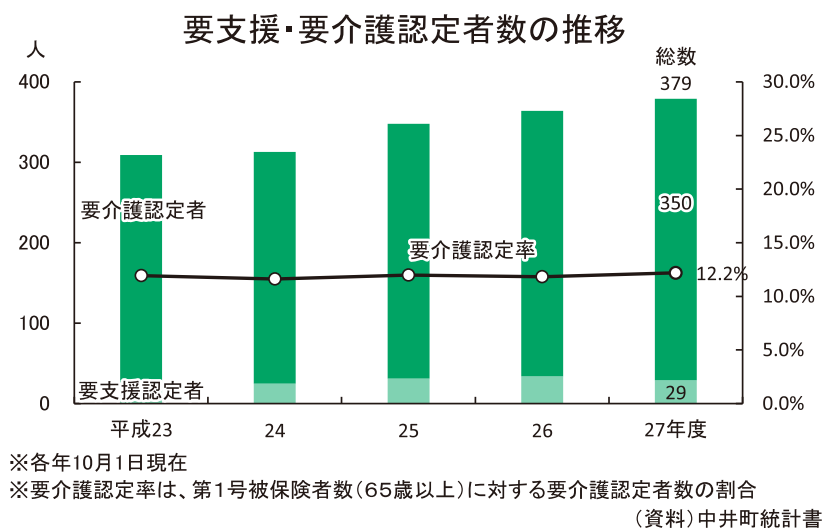
2-3 みんなで支え合う福祉のまちづくり

2-3-1 高齢者保健福祉の充実

【現況と課題】

高齢化の進行に伴い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・福祉・生活支援のサービスが一体的に提供される体制を構築する必要があります。

また、高齢者が生き生き・はつらつと社会で活躍できる環境づくりを進めるため、関係機関と連携しながら地域支援事業の充実を図るとともに、参加しやすい学習の場や交流の場を充実させていくことが求められています。



【施策目標】

高齢者の暮らしを地域全体で支える体制づくりを推進するとともに、介護予防の充実や生きがいを支援することにより高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2-3-1-1 高齢者にやさしい環境整備

【施策内容】

介護保険の円滑な運営を図るため、「中井町高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」に基づき各種施策を推進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・福祉・生活支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム[※]」の基盤整備を図ります。

2-3-1-2 介護予防事業の充実

【施策内容】

介護予防や日常生活支援の充実を図るとともに、健康づくり事業と連携し高齢者が生涯にわたり心身ともに健康で自立した生活を継続できるよう支援します。

2-3-1-3 社会参加の促進と生き生きした生活の支援

【施策内容】

高齢者の交流の場として保健福祉センターを拠点として、地域のサロン活動を展開し高齢者の豊かな知識や経験を生かしたボランティア活動など社会参加を促進します。

※ 地域包括ケアシステム

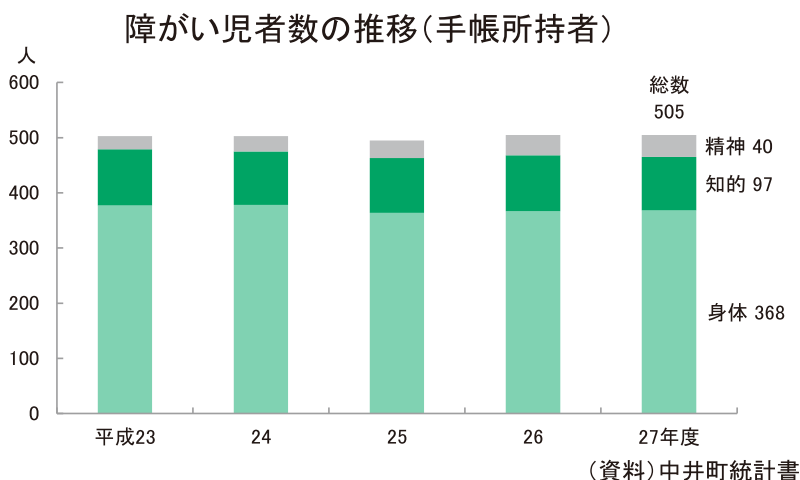
高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域全体で支援していくシステム。

2-3-2 障がい者福祉の充実

【現況と課題】

障がいのある方が自立し地域住民と共生できる地域社会を築いていくために、障がいに対する無理解や誤解から差別・偏見が生じないよう、ノーマライゼーション※の理念を一般に浸透させていくとともに、幅広い知識を持つ職員による相談体制や地域生活を支援するための関係者が協力・連携することが求められています。

障がいのある方が地域で自立した生活を営んでいくために、引き続き障害者総合支援法や児童福祉法に基づく支援サービスを実施するとともに、就労や社会活動への参加の支援が必要です。



【施策目標】

障がいのある方が、ない方と同じように地域で自立した生活を送ることができるよう、自立支援サービスをはじめとした障がい福祉サービスの拡充を図るとともに、ノーマライゼーションの理念の普及促進や就労など社会活動への参加に向けた支援に努めます。

2-3-2-1 自立支援サービスの充実

【施策内容】

住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、一人ひとりのニーズや適性に応じた支援を行います。また、疾病や障がいの早期発見に努め、療育体制の整備等によるライフステージに合わせた支援を行います。

2-3-2-2 精神障がい者等福祉の充実

【施策内容】

精神障がいのある方の地域での生活を支援するため、町民への理解促進に向けた取組やサービスの整備・拡充と併せ、関係機関との連携強化を図ります。

2-3-2-3 就労・社会参加活動の支援

【施策内容】

障がいのある方の社会参加促進のため、移動手段に対する支援や広域での就労支援センターの活用、就労訓練給付などを通じた就労支援、さらにスポーツや文化活動を通じた仲間づくりなどを支援します。

※ ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同様に生活し、かつ差別をされない社会を目指すという考え方。

2-3-3 地域で支え合う福祉のまちづくり

【現況と課題】

少子高齢化や核家族化の進行などにより、家庭や地域での助け合い・支え合いという住民相互のつながりが希薄化し、生活上の様々な問題がより顕在化・深刻化しており、従来の福祉施策だけでは解決が難しくなっています。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して生活し続けるためには、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域の支え合いや助け合いによる地域福祉のしくみづくりが重要であることから、地域包括支援センター[※]を中心とした地域包括ケアの充実や地域生活支援拠点の整備に向けた関係機関との連携、地域のネットワークの構築、ひとり親家庭等の自立に向けた生活支援など総合的な対策が求められています。

【施策目標】

多様化する福祉施策に対するニーズに対し、地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点の整備による高齢者や障がいのある方への支援やひとり親家庭等の自立に向けた支援など、地域・関係団体・行政が一体となり、協働で取り組む福祉のまちづくりを推進します。

2-3-3-1 地域ぐるみ福祉ネットワークづくり

【施策内容】

支援を必要とする人たちを地域で支えていくために、町民・自治会・各種団体・行政などの相互連携によるネットワークづくりを推進するとともに、地域福祉を支える人や団体の育成・支援を行います。

2-3-3-2 生活福祉の充実

【施策内容】

保健、医療、福祉に関する情報提供と様々な相談への対応を関係者、関係機関との連携強化を図り、個々に応じたきめ細かい支援を行うとともに、「声かけ」など地域の自主的な福祉活動の促進に努めます。

2-3-3-3 ひとり親家庭への支援

【施策内容】

ひとり親家庭を対象とした民生委員・児童委員等との連携を密にした相談活動の充実や児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度など自立に向けた支援を引き続き行います。

2-3-3-4 ユニバーサルデザインの推進

【施策内容】

公共的施設や道路などのユニバーサルデザイン[※]の推進に努めるとともに、高齢者や障がい者などに配慮ができる意識を醸成するため普及啓発を図ります。

※ 地域包括支援センター

高齢者への総合的な相談・支援や介護要望のマネジメント、ケアマネジャーのネットワークや支援困難事例等への指導・助言など、地域における高齢者への総合的な支援を行う機関のこと。

※ ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザイン、意匠のこと。バリアフリーが、バリアー（障害、障壁）を取り除くことを意味する言葉であるのに対し、バリアーの存在を前提としない言葉で、バリアフリーを発展させた言葉。